

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成27年3月12日(2015.3.12)

【公開番号】特開2013-187946(P2013-187946A)

【公開日】平成25年9月19日(2013.9.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-051

【出願番号】特願2012-49279(P2012-49279)

【国際特許分類】

H 02 J 13/00 (2006.01)

【F I】

H 02 J 13/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

識別情報を有し、且つ、区画化された電力の配電異常を検出する配電異常検出装置であって、

電力配電中に検出した識別情報の間隔が、区画化された電力によって規定された間隔と異なる場合、配電異常が発生したと判断する配電異常検出装置。

【請求項2】

区画化された電力によって規定された間隔は、一定の時間間隔である請求項1に記載の配電異常検出装置。

【請求項3】

区画化された電力は一定である請求項1に記載の配電異常検出装置。

【請求項4】

識別情報と区画化された電力とは一体となって電力パケットを構成し、

識別情報は、電力パケットのヘッダ部に該当し、

区画化された電力は、電力パケットのペイロード部に該当する請求項1に記載の配電異常検出装置。

【請求項5】

区画化された電力によって規定された間隔は、電力パケット長である請求項4に記載の配電異常検出装置。

【請求項6】

配電異常が発生したと判断した場合、電力の配電あるいは受電を停止させる請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載の配電異常検出装置。

【請求項7】

配電異常が発生したと判断した場合、識別情報に含まれる受電設備・機器情報に基づき受電設備・機器への電力の供給を停止させる請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載の配電異常検出装置。

【請求項8】

識別情報に含まれる受電設備・機器情報には、電力供給の停止を禁止すべき受電設備・機器の情報が含まれる請求項7に記載の配電異常検出装置。

【請求項9】

記憶装置を備え、

配電異常が発生したと判断した場合、記憶装置に記憶された受電設備・機器情報に基づき受電設備・機器への電力の供給を停止させる請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載の配電異常検出装置。

【請求項10】

受電設備・機器情報には、電力供給の停止を禁止すべき受電設備・機器の情報が含まれる請求項9に記載の配電異常検出装置。

【請求項11】

識別情報を有し、且つ、区画化された電力を送受可能な送受電制御装置であって、電力配電中に識別情報を検出する配電異常検出装置を備えており、

配電異常検出装置によって検出された識別情報の間隔が、区画化された電力によって規定された間隔と異なるとき、電力の送受電を制御する送受電制御装置。

【請求項12】

識別情報を有し、且つ、区画化された電力を供給する電力供給制御装置であって、電力配電中に識別情報を検出する配電異常検出装置を備えており、

配電異常検出装置によって検出された識別情報の間隔が、区画化された電力によって規定された間隔と異なるとき、電力の供給を制御する電力供給制御装置。

【請求項13】

(A) 物理量で規定されるペイロード、及び、

(B) ペイロードのペイロード長を含むヘッダ情報、

から構成されたパケット構造体の伝送を制御するパケット構造体伝送制御装置であって、

パケット構造体伝送制御装置によって得られたペイロードのペイロード長に基づくデータと、パケット構造体伝送制御装置によって得られたヘッダ情報におけるペイロード長に関するデータとが不一致である場合、パケット構造体の伝送に異常が発生したと判断するパケット構造体伝送制御装置。

【請求項14】

パケット構造体の伝送に異常が発生したと判断したとき、パケット構造体の伝送を制御する請求項13に記載のパケット構造体伝送制御装置。